

## 横浜市火災予防規則及び横浜市危険物規制規則の 一部改正（案）に関する意見公募について

市長が定める公示の方法について、横浜市火災予防規則及び横浜市危険物規制規則の一部改正を予定しています。

つきましては、広く市民の皆様からご意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

### 1 意見公募期間

令和6年12月18日（水）から令和7年1月17日（金）まで  
（必着。郵送の場合は当日消印有効）

### 2 意見提出方法

「意見投稿用紙」に記入し、次のいずれかの方法により、ご提出ください。

#### (1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：[sy-shidou@city.yokohama.lg.jp](mailto:sy-shidou@city.yokohama.lg.jp)

横浜市消防局指導課・保安課 宛

※メール件名に「横浜市火災予防規則及び横浜市危険物規制規則の改正に関する意見公募」と表記してください。

#### (2) 郵送の場合

〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地20

横浜市消防局指導課・保安課 宛

#### (3) F A Xの場合

F A X番号：045-334-6610

横浜市消防局指導課・保安課 宛

#### (4) 窓口持参の場合

持参先：横浜市消防本部庁舎2階 横浜市消防局指導課・保安課 宛

※ 開庁時間：8時45分から17時15分まで（土日祝を除く。）

### 3 注意事項

(1) 電話でのご意見の受付及びご意見への個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(2) いただいたご意見の内容は、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報は適正に管理し、ご意見の内容に不明な点がある場合等の連絡等、本改正案に対する意見公募に関する業務のみに利用します。

(4) その他個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従い、適正に取り扱います。

#### 4 問合せ先

横浜市消防局指導課・保安課 意見公募担当宛

電話番号：045-334-6408